

遊休農地に木を植える



農地とは、米や野菜や果樹などを栽培する土地のこと。

本来は、ここに一般の樹木を植えることはできない。

では、農地に木を植えるためにはどうする？

Q1

勝手に木を植えてはいけませんか？

A スギやヒノキを植えるには
農地転用手続きが必要

たとえ自分の所有地でも、畑や田んぼとして使ってきた農地にスギやヒノキ、マツ、クヌギなどの樹木を勝手に植えることはできない。農地は、農地法により「耕作の目的に供される土地」と規定されているからだ。樹木を植林するには、農地を農地以外の土地に転用する手続きが必要になる。転用を許可する権限を持つのは、都道府県知事または指定市町村の長。ただし、どちらの場合でも、手続きをする窓口になるのは地元市町村の農

業委員会だ。

農地転用は、申請すればどんな農地でも許可されるわけではない。農地法は優良農地を確保することを目的にしている。もし、転用を申請する農地が、農業振興地域に設定された「農振農用地」の場合は「原則不許可」。また、周囲に10ha以上の農地が広がる優良農地や土地改良事業が実施された農地も同様だ。

転用が許可される場合でも、隣接する農地の営農条件に支障が生じないように一定の距離を置いて植栽することが求められる。「一定の距離」がどれくらいかは、樹種や土地の形状などを勘案して



*指定市町村 「農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている」として、農林水産大臣が指定した市町村のこと。2019年12月20日時点で全国に60市町ある。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を持っている。

まとめ・写真 編集部

農業委員会が判断する。農地転用が認められると、農業委員会に保管されている「農地基本台帳」から除外され、農地法が適用されなくなる。

A 農振農用地では除外手続きを

リング畑跡で花桃公園化を進めているp31の長野県飯綱町の事例では、この畑が農振農用地に入っていたため、町の農業委員会を通して県に「農振除外申請」をして許可を得ることが必要だった。農振農用地のままでは農地転用が許可されないの
で、あらかじめ農振農用地から除外してもらう手続きが必要になる。

市町村の農業振興地域整備計画は、おおむね5年に1度の定期見直しがある。農振農用地への植林や住宅建築を予定している農家に対して、この時期に合わせて農振除外の申請をするよう呼びかけている市町村もある。

A 非農地判断された場合は手続き不要

ただ、木を植えようかと思うような農地は、長年耕作を放棄した結果、雑木が自生したりして荒廃した状態になっているかもしれない。こういう農地は、農業委員会が毎年行なう農地パトロールで「再生困難な荒廃農地」に分類され、非農地と判断されることが増えているようだ。その場合、農業委員会では、現況の地目を「山林」や「原野」などと判断したうえで所有者に「非農地通

知」を発行し、「農地基本台帳」から除外する。

非農地通知が発行された土地は農地法が適用されないの
で、農地転用の手続きをしなくても樹木を植栽できる。p10の大分県臼杵市中ノ川集落の場合がそうだ。

また、農地パトロールとは別に、農家の側から農業委員会に対して、農地として再生困難な土地であることの証明を申請することもできる。この場合は「非農地証明」と呼び、非農地通知と同様の役割をする。

A 登記上の地目変更は法務局へ申請

農業委員会が非農地判断した土地に関しては、役場内の税務関連の部署はもちろん、県や法務局にも知らせることになっている。固定資産税は現況の地目によって決まるので、その結果、税額が変わったりする（農地が山林になれば税額は下がることが多い）。

しかし、非農地通知を受け取ったり農地転用で変わるのは現況の地目。登記簿上の地目は、農地転用許可証や非農地通知書、非農地証明書をもとに、所有者が「地目変更登記」をしないと変わらない。それには法務局に足を運ぶか郵送で手続きをすませる必要がある（遅れても罰金などはない）。相続登記と違って登録免許税は不要なので、自分で行なえば費用はかからない（「登記」については4号P17もご覧ください）。



棚田に植えられたスギ